

# 春日部市結婚新生活支援事業

春日部市は、婚姻に伴う新生活を応援するため、結婚新生活に係る住居費・引越費用を補助します。

## 【補助対象1】

住宅の購入費  
賃料、敷金、礼金  
共益費、仲介手数料



## 【補助金額】

上限30万円

※夫婦いずれも  
29歳以下の場合は  
上限60万円

## 【補助対象2】

引越費用

## 対象世帯

次の①～⑥の要件をすべて満たす世帯です。

- ① 夫婦の年間所得の合算：500万円未満
- ② 夫婦の年齢がいずれも39歳以下（1月1日から翌年3月31日の間に婚姻届を提出・受理）
- ③ 夫婦いずれかの親が春日部市に引き続き5年以上住んでいること
- ④ 3年以上春日部市に住み続ける意思があること
- ⑤ 自治会に加入する意思があること
- ⑥ 夫婦ともに実施する講座等を受講をしていること
  - a. ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
  - b. プレコンセプションケアに関する講座の受講
  - c. 医療機関への妊娠・出産に関する相談
  - d. 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）のいずれか。

## 対象費用

申請をした日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までに支払った住居費、引越費用の合計金額。そのうち補助額は合計金額の1/2に相当する額（上限30万円、夫婦いずれも29歳以下の場合は上限60万円・千円未満切り捨て）。

ただし、生活保護による住宅扶助・公的制度による家賃補助・勤務先からの住宅手当分等は補助対象外とします。

○住居費：婚姻を機に市外から転入、または、市内で転居し、新たに自己居住用の住宅を購入、または賃借する際に要した費用（住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を対象とします）。

○引越費用：婚姻を機に市内に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った費用。

※予算額に達した時点で申請の受付を終了します。

# 申請手続きの流れ

## 1 交付申請書の提出

次の提出書類を揃えて春日部市役所 建築課へ提出してください。

### 提出書類

① 戸籍謄本

※春日部市に本籍がある場合は不要

② 前年分の所得証明書

- ・申請者及び配偶者の2人分
  - ・前年分の所得証明書が交付されない場合は前々年分
- ※当該所得証明書が春日部市で発行できる場合は不要

③ 直近2年間分の納税証明書又は非課税証明書

- ・申請者及び配偶者の2人分
- ※当該証明書が春日部市で発行できる場合は不要

④ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し

※申請日現在、貸与型奨学金の返済を行っている場合

⑤ 引越しに係る領収書の写し

[住宅を購入した場合]

- ・住宅の売買契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払いを証明するものの写し

[賃借の場合]

- ・住宅の賃貸借契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払いを証明するものの写し
- ・住宅手当支給証明書

## 2 補助金交付請求書の提出

交付申請書の審査、補助金の交付決定後、「春日部市結婚新生活支援補助金交付決定通知書」および「春日部市結婚新生活支援補助金交付請求書」を申請者宛て送付します。

「春日部市結婚新生活支援補助金交付請求書」に必要事項をご記入いただき、春日部市建築課あて提出してください。

申請書については、市公式ホームページから印刷、もしくは窓口で配布しております。ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。



春日部市 都市整備部 建築課  
〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1  
電話：048-796-8159（直通）



詳細はコチラ ↑